

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期限の設定）について  
高圧ガス製造の許可（一般、液石）

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高圧ガス保安法第 5 条第 1 項

次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。以下同じ。）が一日百立法メートル（該当ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては当該性例で定めるガスの種類ごとに百立法メートルを超える政令で定める値）以上である設備（第 5 6 条の 7 第 2 項の認定を受けた整備を除く。）を使用して高圧ガスの製造（容器に充てんすることを含む。以下同じ。）をしようとする者（冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。）のため高圧ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号。以下「液化石油ガス法」という。）第 2 条第 4 項の供給設備に同条 1 項の液化石油ガスを充てん使用とする者を除く。）
- 二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその 1 日の冷凍能力が 2 0 トン（該当ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに 2 0 トンを超える政令で定める値）以上のもの（第 5 6 条の 7 条 2 項の認定を受けた設備を除く。）を使用して高圧ガスの設備をしようとする者

高圧ガス保安法施行令第 3 条、第 4 条

審査基準

1 （法律上の規定による基準）

高圧ガス保安法第 7 条（許可の欠格事由）

事項の各号の一に該当する者は、第 5 条第 1 項の許可を受けることができない

一～四 略

高圧ガス保安法第 8 条

都道府県知事は、第 5 条第 1 項の許可の申請があった場合は、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。

一～三 略

一般高圧ガス保安規則第 5 条～第 8 条

液化石油ガス保安規則第 5 条～第 9 条

2 （審査基準）

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

（平成 1 9 ・ 0 6 ・ 1 8 原院第 2 号）

法第 5 条関係

一般高圧ガス保安規則第 6 条関係、第 7 条関係、第 8 条関係

液化石油ガス保安規則第 6 条関係、第 8 条関係

一般高圧ガス保安規則関係例示基準（平成 1 3 ・ 0 3 ・ 2 3 原院第 1 号）

液化石油ガス保安規則関係基準（平成 1 3 ・ 0 3 ・ 2 3 原院第 2 号）

標準処理  
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳			備考
	受付	処理		
1 4 日	機関	機関	消防チーム	
	期間	期間	1 4 日	